

# 令和4年度 みやぎ産業廃棄物 3R等推進事業費補助金（研究開発等）

宮城県では、産業廃棄物の3Rに繋がる技術や製品の開発を目指す事業者の皆様に対し、事業化検討から事業化後の販売促進まで、一貫して支援します。

## ▶ 募集期間

**令和4年3月31日（木）～令和4年5月31日（火）**

※ 窓口に直接提出に来てください（郵送での提出は認められません）。  
提出の際は、必ず事前に予約してからお越しください。

### ★ 補助の対象となる事業の内容

#### ▶ 【ステップ①】事業化検討

**補助率：1/2以内**

**補助上限額：100万円**

知事が指定する取組  
補助率：2/3以内

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる事業の検討・調査やシステムの構築に取り組む事業

#### ▶ 【ステップ②】研究開発

**補助率：1/2以内**

**補助上限額：500万円×3年又は750万円×2年以内**

知事が指定する取組

補助率：2/3以内、補助上限額：700万円×3年以内

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる技術の研究開発・改良・応用や製品・設備の開発等に取り組む事業

#### ▶ 【ステップ③】販売促進

**補助率：1/2以内 補助上限額：100万円**

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる製品等の販売促進に取り組む事業

- ステップ②、ステップ③からの申請も可能です
- 知事が指定する取組の詳細は、裏面に記載しています



## ★ 対象となる事業経費

- 委託費
- 指導受入費
- 広報宣伝費
- 事務経費
- 原材料費・副資材費
- 機械装置・工具器具費
- 共同研究費
- その他（設備のリース費など）

- ※ 対象とならない経費の例
- ・消費税及び地方消費税
  - ・銀行等への振込手数料
  - ・人件費や食費等の経常的費用

## ★ 補助率・補助上限額・事業期間

事業区分		補助率	補助上限額	事業期間
【ステップ1】 事業化検討	大学等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	100万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		
【ステップ2】 研究開発	大学等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	700万円/年度	3年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内	750万円/年度 500万円/年度	2年以内 3年以内
【ステップ3】 販売促進	外部専門家等と連携し、知事が別に定める産業廃棄物※を対象とする場合	3分の2以内	100万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		

### 1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組

- (1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃LED照明器具 (3) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）

### 2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組

- (1) 廃プラスチック類

- イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
- ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組
- ハ 廃プラスチック類から製造された燃料を利活用する取組

- (2) 雑品スクラップ

OA機器や電化製品のサーカル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組

### 3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組

- ・A I や I o T 等の先端技術の導入による分別の高度化

### 4 食品ロスの削減に関する取組（新設）

- ・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

### 5 宮城県グリーン製品の改良・販売促進等に関する取組

- ・宮城県グリーン製品の改良、販促活動による資源循環の促進

## ★ 補助金交付のスケジュール

### 申請

3月下旬～5月下旬

### 評価会

7月中旬（予定）

### 交付決定

7月下旬（予定）

### 事業の実施

中間報告

### 事業実績報告

2月28日まで

### 補助金交付

評議員によるヒアリングを行います。

設備購入の契約や発注など、補助事業は必ず  
交付決定の通知を受け取ってから開始してください。

## ★ 申請について

### ▶環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などのご質問・ご相談については、県の職員である環境産業コーディネーターがお答えします。環境産業コーディネーターは、ご連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、ご用命の際は環境政策課環境産業振興班にお電話ください（電話：022-211-2664）。

★留意事項	申請の際は、事業内容についてヒアリングを行いますので、事前に御連絡の上申請者自らが窓口へお越しください。補助事業が年度内に終了できない場合、原則として補助金をお支払いできません。その他留意事項は、「申請の手引き」御覧ください。
★御相談窓口（申請先）	宮城県環境生活部環境政策課環境産業振興班（仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁13階） 電話：022-211-2664 FAX：022-211-2669 電子メール：kankyo@pref.miyagi.lg.jp